

平成24年4月12日

串本町長様

平成23年度 隨時監査の結果について

串本町監査委員 佐藤 優

串本町監査委員 漆畠繁生

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成23年度隨時監査を実施したので、  
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

## 平成23年度隨時監査結果報告書

### 1 監査の実施年月日および監査対象

平成24年3月29日	企画財政課（土地開発公社）、産業振興課、建設課
平成24年4月10日	現地確認（サンゴの湯）

### 2 監査した事項、監査の方法

上記各部署において、平成23年度に施工した建設工事について、工事及び工事に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに各部署の長と工事の担当から説明を受け監査を行った。

企画財政課	サンゴの湯建設工事関係書類
産業振興課	動鳴気漁港建設工事関係書類
建設課	町営建設工事関係書類

### 3 監査の結果

#### （1）総評

工事に係る契約その他の関係書類については、おおむね適正な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

また、施工状況についても、設計図書、仕様書等に基づき、おおむね良好に施工されていると認められたが、いくつかの工事で工期の延長が見受けられたため、工事監理についての指摘事項を下に記す。

なお、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

## (2) 指摘事項

### (ア) サンゴの湯建設工事について

当初の工期である平成23年9月30日から平成24年3月20日までに完成することができず、工期を平成24年3月31日まで延長とした理由として「外構工事業者との調整のため」とされているが、これは本体工事請負業者が受注後すぐに工事に取り掛からず完成を遅滞させたものである。

工事担当職員及び施工管理者の再々の指導にもかかわらず工事完成を遅滞させたことは極めて遺憾であり、受注業者の怠慢と言わざるを得ない。

平成24年2月10日に請負業者との協議を実施し、平成24年3月20日に本体工事完成を確認するも、平成24年4月10日現在で全体の完成に至っていない。

受注業者の遅滞理由の根拠を完成度合等による確認を行わずに信用した行政にも瑕疵があり、受注業者及び行政、施工管理業者の責任について条例により対処されたい。

### (イ) 動鳴気漁港工事について

本工事は7月発注のことであるが、平成22年度からの繰越明許費によるものであり、もっと早く発注することができたと思われる。また工期は約8ヶ月であり、工事費の金額からも工期は充分にあったと思われるが、実際は工期終了間際まで工事が続いている。

本工事は補助事業であり、契約書通りに履行されない場合は補助金の減額にもつながり町に損害を与えることになる。工期内に確実に完成できるよう請負者を指導するとともに、何よりも受益者である漁港利用者が本施設を一日も早く利用できるよう適正な工事監理をされたい。

### (ウ) 工事全般について

前述したとおり、やむを得ない理由がある場合を除き、容易に工期の延長を認めるべきではない。工期は守られるべきものであり、請負者の事情による延長などは認められない。正当な理由の無い延長など契約が適正に履行されていない場合は、条例による処罰も検討する必要があると思われる。

また、請負者からの工事日誌の提出は省略できることであるが、進捗状況の正確な把握や請負者への指導等、工事を適正に監理するためにも工事日誌の提出を義務付けるなど何らかの対策を講じられたい。

また、工期末が年度末となり他の工事と重なっている場合が見られるため、工期や入札の調整等により工期が重ならないよう留意されたい。